### 第 25 回生活保護裁判連絡会総会・交流会が 福島市で開催されました!

今年の総会・交流会は台風の被害が懸念される中、2019年10月19日 催されました。記念講演とし して福島市の奨学金収入認定事件や障害者加算に関する63条事件の各勝訴報告など今が旬の注目の 報告が行われました。昼からは、二つの分科会に分かれ、それぞれ議論を深めました。

今号では、総会の様子を特集してお伝えします。

大雨の被害にあわれた現地のみなさんに心からお見舞いを申し上げます。

子どもの貧困に関する指標全25項目 きるアメリカの条例を引き合いに出し ながら、この説明をされた。 合でもガス供給を停止しないことがで い。阿部さんは、暖房器具の設定温度が 定以下の場合には、料金を滞納した場

○事務局 つくし法律事務所 (〇七五 二四一 二三四四)

第六十七号 二〇二〇年一月発行

〇発行 全国生活保護裁判連絡会

「子どもの貧困と生活保護」

学部教授、同大学子ども・貧困研究セ 阿部彩さん(首都大学東京人文社会 ンター長)

究センター長である阿部彩さんに「子ど 演して頂いた。本講演では主に近年にお 文社会学部教授、同大学子ども・貧困研 と課題点について講演された。 解説するとともに、社会保障制度の現状 世帯における生活実態調査のデータを ける貧困率の推移や、子どもを持つ貧困 もの貧困と生活保護」というテーマで講 今回の基調講演では、首都大学東京人

年には18歳未満の子どもの貧困率が 男女問わず増加していること、2012 別にみる貧困率は1985年から20 の貧困について指摘した。この数値は生 帯で1~2割が何かしらの支払いを滞 のうち二親世帯で4~5%、ひとり親世 16%に達したこと、子どもを持つ世帯 対し、十代後半から20代前半にかけて 15年の間で高齢者層が減少したのに 活保護の適用を受ける世帯の率より高 納したことがあることを紹介し、子ども 始めに様々なデータを用い、年齢階級

積み重ねの結果であり、生活上何かしら するために重要であるとしている。子ど 必要があると阿部さんは提言した。 すべてのカテゴリーについて議論する 扶助費や住宅扶助費、教育扶助費などの でなく、子どもの生活費に充当する生活 の生活の質についての議論が現状十分 の不利を受けた生活保護世帯の子ども もの進路選択は生まれてからの経験の 項目は多くの学者が将来、貧困から脱却 であり、これらの進路選択と関係する4 高等学校等中退率、大学進学率、就職率) 子どもに関するもの(高等学校等進学率 のうち4項目が生活保護世帯に属する

67%程度である。 摘した。また、国交省が定める最低居住 帯内に何人いるかは考慮されないため、 面積水準を満たす生活保護受給世帯は ては特別な配慮が行われていないと指 スも考慮されておらず住宅扶助におい って重要とされる子ども個人のスペー 子ども部屋や、勉強机などの子どもにと でいるかを基準としており、子どもが世 住宅扶助においては居住地に何人住ん 生活扶助、教育扶助の3項目で紹介した。 どもの生活費の扱いについて住宅扶助、 次に現状の生活保護基準における子

が3倍近いことが判明した。これを受け、 6十分位) の学校外活動費用の平均の差 校外活動費用の平均と中間階層 (第5) ての検証では年収階級第1・十分位の学 検証を紹介された。児童養育加算につい の二つの視点で平成29年に行われた 生活扶助では児童養育加算と母子加算

> 費用」が必要であることが判明したと紹 当性を一人親世帯と二人親世帯におい が出せず、議論になっていたが金額の妥 庭のほうが費用が掛かるというデータ 調した。また母子加算については母子家 動」から「一般世帯の第1・十分位と中 これまでのロジックを「児童手当との連 証したことで約13万円の「かかりまし 育加算のロジックはほかの項目におい くし、平均値まで加算するという児童養 間階層の『学校外活動費用』の差」に定 て必要経費がどれくらい異なるかを検 ても使えるのではないかと阿部氏は強 義され直されたこと、そしてこの差をな

るが、子どもの健全育成に資する費用は らなかったという理由であると述べた。 ジック基づいて金額を設定しており、一 宅扶助、生活扶助で賄われる部分におい 学校内教育費に対する配慮のみで十分 は給付するという概念は確立されてい カバーする費目は学校内で必要なもの 状で、その理由の多くが公立高校に受か り、東京においては貧困世帯の約4割が 般化し、貧困の再生産を防止する上で重 善が行われていないとまとめた。 定の改善はあったもののまだ十分な改 である第1十分位と均衡という古いロ 費、衣服費、また家族旅行や玩具など住 という整理がなされており、住居費、食 校(公立)までは実費、その他教育費が いて教育関係費については小中学校・高 無償ではない私立高校に通っている現 要であるが、高校無償化は公立のみであ 教育扶助については平成29年に大幅 に改正さたと紹介し、特に高校進学は て依然として生活がままならない階級 結論として生活保護基準の体系にお

ectの取組みについて e v e r g r e e n р

の不服申立てや裁判の支援をするよう 護世帯の子どもの貧困をなくし、子ども まった。福島生活と健康を守る会中心に が福島生活と健康を守る会に相談し始 になった。 Nさんを支援する会が結成され、Nさん その後Nさんを支援する会を生活保 福島市奨学金収入認定事件は、Nさん

が等しく学ぶことができる社会を求め

e v e r g r e e n p r o j e c t

や福島駅前・福島市役者前でのスタンデ 会の開催、公平な裁判を求める署名活動 るようにした、裁判後の報告集会や学習 裁判傍聴で裁判所の傍聴席が満員にな とし発展させ活動をしている。 Nさんへの支援は、世話人会の開催、

決を出し、市もこれを認め判決が確定し 対して福島地裁が違法であるという判 型奨学金の福島市による「取り上げ」に でも継続して行われている。 イングを行った。スタンディングは現在 2019年1月16日、Nさんの給付

謝罪と再発防止のための話し合いの場 jectと弁護団の求めている正式な 状を訴えるために現在もスタンディン グ等で市民に訴え続けている。また、膠 を設定することは拒否し続けている。現 しかし、evergreen



点を確認し、広い視野からの運動の発展 を展望することについて話し合ってい 着状態の打開のためにこの運動の到達

の中で挙げられた成果は、 「福島市による奨学金取り上げ裁判」

観点から取り扱う流れができた。 の収入も子どもの学習権の保障という 的に形成した。高校生のアルバイトなど すことは当然であるという合意を社会 ものの給付型奨学金を収入認定から外 の確定により、制度化には至らなかった 1、厚労大臣による裁決と裁判での判決

変化をもたらし、厚労副大臣がNさんと ながら訴え続けてきたことは「世論」の 数多くの集会や会議で体調不良と戦い 村智子、山本太郎両国会議員などが国会 2、Nさんの訴えは尾木直樹氏、雨宮処 が届けられたことは「世論」の変化の象 直接面会し、副大臣直筆の励ましの手紙 質問で取り上げ注目を集めた。Nさんが 凛氏などの著名人からの共感を得て、田

姿勢がみられるようになってきている。 日常の業務でも以前より「神経を使う」 保護のあらまし」の内容が大幅に改善し な変化が生まれている。福島市の「生活 福島市の生活保護行政のおいても微妙 3、未だ十分であるとは言えないものの に支えられてきたからこその成果とい jectの闘いが全県、全国からの支援 Nさんやevergreen pro

員会の設置、evergreen など福島市外部の人を加えた第三者委 研修、在任期間の見直し、学者、専門家 の確立、ケースワーカーの増員、職員の 正式な謝罪、奨学金受給時の正式な制度 と弁護団は福島市に奨学金取り上げの evergreen project 現在も福島市は対話を拒否している。 p r

> れた内容も含まれるが、改善の余地ある 開質問状を提出した。裁判結果の反映さ oject等との対話の機会を求め公

れた活動は続くと強調した。 子がいないように」という願いが込めら これからもNさんの「同じ思いをする



## 東久留米市事件勝訴報告

決の内容・意義についてご講演頂いた。 田所良平さん、佐藤宙さんの2人に本判 を受けて、原告側訴訟代理人を担当した 判決(東京地判平成31年4月17日) 弁護士 田所良平さん・佐藤宙さん (本件の概要) 今回の特別報告では、東久留米市事件

務所長から、障害者加算を削除する保護 いた。その後、後任ケースワーカーが手 をするが、障害者加算は支給が継続して をケースワーカーに報告し、手帳の返還 手帳の有効期限が切れてしまった。これ 新手続きに必要な診断書を取得できず、 その結果、精神障害者保険福祉手帳の更 東久留米市で生活保護を利用していた 還処分を受けた。 づく手帳期限切れ後の障害者加算の返 決定処分および生活保護法63条に基 帳の期限切れに気づき、女性は、福祉事 って、医療機関を受診できなくなった。 40代女性が、主治医との関係悪化に伴

認と②保護費返還処分の取消しを求め、 であるとして、①加算削除処分の無効確 をもってのみ行った本件各処分は違法 原告は、手帳の有効期限を徒過したこと

> 障害者加算と同額の損害および精神的 加えて、③本来支給されるべきであった れている。 なお東京都に審査請求をするも、棄却さ 法に基づく損害賠償請求を行った。 損害を被ったとして、市及び市に保護費 返還の助言を行った東京都に対し国賠

認めることはできないとして棄却した。 は、原告との損害の間に相当因果関係を 都に対する請求は、都の市に対する助言 は、精神的損害以外については認容した。 害賠償請求は、市に対する請求に関して は違法であるとしこれを取消した。③損 算を要する程度に該当しなくなったと う一事をもって原告の障害の状態が加 ついては、手帳が更新されなかったとい として却下し、②返還処分の取消請求に 36条の要件を満たさず不適法である 推認することはできないとし、返還処分 (判決の要旨) 判決は、①無効確認の請求は、行訴法

きる点で意義があるとした。 +遅延損害金の賠償を受けることがで していない場合であっても国賠で同額 加算削除処分自体に対する審査請求を のみでは加算を削除できないとした点 効した場合、手帳を失効したという事実 きた方が、何らかの事情により手帳を失



80世帯/CWを遵守している。

81.3世帯/CWと減少し、その後は であったのに対して、平成29年度には は平成28年度では91.3世帯/CW

として生活保護のしおりの見直しや保 また利用者の視点に立った業務の改善

### 小田原市 小田原市の生活保護行政の改善」 3 「ジャンパー事件を契機とした

の改善」である。小田原ジャンパー事件 政策課の加藤和永氏、福祉健康部福祉政 を契機とした小田原市の生活保護行政 **策課の塚田崇氏による「ジャンパー事件** 3つ目の報告は、小田原市企画部企画 加藤和永さん・塚田崇さん

り着用して業務等をしていたことが、第 されたジャンパーを約10年間にわた つのポイントがあった。本件が発覚した 市の対応とその改善内容、今後の課題に 善を行なった。本報告は事件時の小田原 契機に生活保護に対する行政活動の改 小田原市は本件について謝罪し、これを 三者の情報により発覚した事件である。 は、平成29年1月に当時の小田原市生 ついてまとめた報告であった。 活保護担当職員が不適切な表現が記載 小田原市の対応については大きく3

針を実現するためのスピード感と徹底

そして第3のポイントとして市長の方

たと指摘する。

今回の判決は、障害者加算を受給して

罪を行ない、事件対応の方針等を明確に らが生活保護受給者や市民に対して謝

後、市には苦情が多く寄せられ、市長自

にあわせる形で控訴した、とコメントし の責任を追及する意味でも、東久留米市 否定されたのは予想外であるとして、都 都の責任については因果関係を理由に の勝訴と言ってよいと評価したが、東京 また、判決に関しては、実質的に原告

門家の提言を受けての生活保護行政の

や大学教授を交えて開催した。そして専

ジウムを、専門支援として県の弁護士会

ることがよく分かった。

政のあり方についての検討会やシンポ は述べた。本件を受けて市は生活保護行 対応の第1のポイントだったと加藤氏 た。市のトップである市長の姿勢が本件 指示するなど一貫した姿勢を執り続け

改善として、市は最優先にケースワーカ

た。これによりCW1人あたりの世帯数

— (CW) の標準配置数の充足を行なっ

的な体制の見直しを行なったことだっ 時的な対応に終わらず、全庁的な問題と 2のポイントとして、本件を個別的で一 護の申請から決定までの日数の短縮や と説明した。この点について塚田氏は第 護受給者に寄り添った対応を徹底した 当事者の声を聴く機会を設けるため、ア して捉え、市の部署間で連携をとり組織 、ケートや窓口の改善を行なうなど、保

らの声に一つ一つ丁寧に耳を傾けてい 用者に近い立場で改善していこうとす 組み、ケースワーカーや専門職の拡充を 進めた。そしてプライバシーには十分配 る市の姿勢がそのまま体現されたよう 民に広く認知してもらい、できる限り利 市の担当お二方の報告は生活保護を市 徐々に改善されていると述べた。小田原 応を一貫して執り続けたことで、生活保 こうして小田原市としての全庁的な対 慮した上でできる限りの生活保護に関 イノベーションによる業務改善に取り が柔軟な対応を取れるようフィールド 的な情報開示を挙げた。市は現場の職員 な報告であり、質疑応答の際も参加者か 護行政として最低レベルの自治体から する情報は原則公開とした。



## 分科会報告

# 1 東久留米市事件について【第一分科会】生活保護の運用

### 事案の概略

2016年10月1日付で障害者加算 の支払いを求め訴訟を起こした。 障害者加算相当額の賠償および慰謝料 請求を行うも棄却され、処分の取り消し 算の63条返還処分を行った。都に審査 6年9月までの15か月分の障害者加 の削除及び2015年7月から201 の支給が行われた。新しく交代したケー の返納も行ったが、引き続き障害者加算 切れた。ケースワーカーに報告し、手帳 ず、2015年6月30日に有効期限が 新するために必要な診断書を取得でき 主治医との関係が拗れ、障害者手帳を更 神障害2級の手帳を持つ40代女性が スワーカーは手帳の期限切れに気付き、 障害者加算を支給されていた精

関に対し聞き取り調査などを行わず、障 あり、障害者加算を受ける事由があり保 かかわらず保護を受けた」というもので 条に基づく返還処分は「資力があるにも 当性がなくなったことの立証がされて されたことを鑑み、障害者加算の要件該 れてきたこと、後に障害者手帳が再交付 件ではこれまで長年障害者加算が行わ 判決では手帳の期限切れは障害が回復 際の障害の程度を判定しているとは言 害者手帳の有無だけで判断しており、実 要があるにもかかわらず、本人や医療機 合、正当な根拠があることを疎明する必 いないとした。また市が行った同法63 った本処分は違法であると主張した。 い難く、正当な理由を立証せずにおこな したことを示す指標になるとしたが、本 原告側は、市は生活保護法第25条2 第56条に従い、保護を変更する場

> きないとして認めなかった。これについ 用い、遅延損害金を超える賠償請求はで 2か月分と同額の賠償が認められた。 慰 たことは過失があるとして障害者加算 らの義務を尽くさず違法な処分を行っ 理由の調査や検診命令の命令、通院先の められた。また手帳が更新できなかった この処分は違法であり取消しを免れな ろうと述べた。 あり窮状の事実認定が難しかったのだ 謝料については裁判所は過去の判例を の程度を把握する義務があったがこれ 医師の意見を求めるなどの原告の障害 いとし、63条返還処分の取り消しが認 護を受けていた原告には当てはまらず、 こともあり、尋問ができなかったことも て佐藤氏は原告女性が体調すぐれない

先取りであるため都に因果関係がある 報告をしなければならない状況になる 答に背くことは困難で、実質的な監査の 可能性が非常に高く、市としては都の回 査に引っ掛かり改善状況などの細かい 藤氏は東久留米市が都の回答を無視し として認められなかった。これに対し佐 るため、都には損害との因果関係がない 事務であり、判断の責任は各自治体にあ 活保護事務は地方自治法上の法定受託 ただけであり法的拘束力はなく、また牛 留米市から助言を求められ回答した東 て返還を求めなかった場合、都が行う監 謝料を求めたが、都は技術的な助言をし 京都にも障害者加算相当額の賠償と尉 本件では東久留米市だけでなく、東久



極的に認める姿勢を取っているとのこ域であることを踏まえ、自動車保有を積を利用しての通院がきわめて困難な地

# 元京都府査察指導員・奥森祥陽さんる自動車保有の現状について」2 「京都府郡部福祉事務所におけ

告された。 護の状況、自動車保有の現状について報事務所)管内の公共交通の状況と生活保事務所)管内の公共交通の状況と生活保

線が縮小されている。

は学術研究都市エリア以外ではバス路護世帯の多い精華町についても、関西文かないということである。また、生活保の本数が少なく、和東町にはバス路線し通の状況は、笠置町、南山城村には鉄道通の状況は、笠置町、南山城村には鉄道

事務所の特徴は、自立支援に力を入れることである。ケースワーカーの業務はとても多忙であるため、生活保護利するため、事務の効率化・システム化をするため、事務の効率化・システム化をするため、事務の効率化・システム化を対している。検討会は全ケースワーカーが参加し相互討議をおこなうので、経力による自立支援の展開と月1回の自立支援検討会を柱にした組織的な運営を行っている。検討会は全ケースワーカーの業の浅いケースワーカーの育成の場にある。

また、生活保護利用世帯にお便り「そうらく」を毎月発行している。表面はその月の変更決定の内容(例えば年金の収入界面には、求職活動や多重債務解決等にともに取り組んだ生活保護利用者のイともに取り組んだ生活保護利用者のインタビュー等を載せている。 として、「交通する権利」は基本的人権でとして、「交通する権利」は基本的な考え方として、「交通する権利」は基本的の権で

ている自動車が5台あるという。 まず自動車保有の現状として201 をいう理由から処分指導を留保していた。具体的には自動車保有の申告はおいが、「将来自動車を活用する予定がないが、「将来自動車を活用する予定がないが、「将来自動車保有の現状として201 まず自動車保有の現状として201

以上が分科会の内容である。
し、自立支援に役立つと述べた。
とは、生活保護利用者との関係を良好において、自動車保有を積極的に認めるこ

分科会の後の質問では2点の内容が 問われた。1点目は、東の処分価値がな 車の保有用件に当てはまる場合にのみ すの保有用件に当てはまる場合にのみ ととこなっている。

認した自動車に対する使用制限についは、保護手帳に規定があるが、保有を容は、保護手帳に規定があるが、保有を容は、保用目的が通勤・通院の場合、途また、使用目的が通勤・通院の場合、途また、使用目的が通勤・通院の場合、途

と回答された。



# 傾向と分析について」の「この1年間の審査請求事案の

る裁判は1000人を超える原告とな 容認し最高裁 (H31.4.26) も追 求において遅延損害金を認めた判決が からの基準引下げ処分取り消しを求め 3仙台高裁秋田支部判決) は全額返還を H30. 12. 18)。 加えて2013年 労未申告収入を対象とする徴収金にお は評価する。法78条では、最高裁は就 いては一進一退の状況であると吉永氏 事案について仙台高裁(H30.7.2 方、同じく過誤払いにおいて、秋田県の 17 被告控訴〔東久留米市事件〕)。 を認容する判決が出ている(H31.4. さらに法63条の実施機関の過誤払い 出ている (京都地判H31.3.12)。 消して保護費を支払った場合に、国賠請 支給となっていた場合に原処分を取り 確定した(名古屋高判H30.12.1 審に続き名古屋高裁でも原告が勝訴し 母子世帯の世帯認定をめぐる裁判で一 いて基礎控除を認めなかった(最三小判 認している。63・過誤払いの事案につ において、東京地裁で保護利用者の請求 2)。また、実施期間の過誤が原因で過小 まず、裁判の動向についてである。

あることも紹介された。 屋地裁で初の判決が出される見込みで っており、早ければ2020年春の名古

むを得ない理由により控除すべき費用 あってもよく、より丁寧な聞き取りを求 累積金の使途等を直接本人に確認すべ 消の意見や答申が出されていることに 理由付記の不備を理由として原処分取 018年10月からの基準引下げに関 が施行されて3年が経過しているが、2 2016年度から改正行政不服審査法 及支給を認めた例(大阪府知事R1.7) 努力をすべきとして、3ヶ月を超える溯 対象者の需要発見を積極的に確認する は認められないとした例(滋賀県知事R 対する拒否、妨げまたは忌避があったと 5項の停止の要件となる「立入調査」に 庭訪問の違いを指摘して、法第28条第 価していると指摘している。その他「立 の考慮要素に過ぎないものを過重に評 べきという市本庁の指導について、一つ 8. 22裁決)。後者裁決は、全額返還す R1. 7. 22裁決、京都府知事R1. 取り消した例が続いている(大阪府知事 であるかどうか検討していないとして 全額返還を求めた処分について真にや 強調した。また、障害年金の遡及受給金 ワークが重要性であることを吉永氏は ということについて、より丁寧なケース 本人がどのような生活を作っていくか 裁決)が出されており、累積金によって めた裁決(大阪府知事H31.4.15 9. 19裁決)、保護費の使途は抽象的で きとした大臣裁決(厚生労働大臣H30 保護費累積金による保護廃止事案では、 次に審査請求の動向についてである。 1裁決) が注目されるという。さらに、 入調査」(法第28条第1項)と通常の家 1. 6. 6裁決)、また、処分庁には加算 に関して、自立控除の聞き取りをせずに 審理員意見、審査会答申において、

> べきであることを強調し、報告を締めく でおり、変化の兆しが見えると評価して は関西方面を中心に認容裁決が相次い 以上のような裁判、審査請求の動向につ ついて紹介された。 不服審査請求をより今後活用していく いる。加えて、この動向を踏まえ、行政 いては一進一退だが、審査請求に関して いて紹介した上で、吉永氏は、裁判につ



### を 権利性が明確な『生活保障法』の制定 生活保護法改正要綱案(改訂版)

## 弁護士 吉田雄大さん

告があり、かかる法改正の具体的な提案 保護法をめぐる議論の経緯について報 へと報告は続いた。 まず報告冒頭に日弁連における生活

①権利性の明確化 改正要綱案の五本柱として、

③生活保護基準決定に対する民主的 ②水際作戦を不可能にする制度的保障 ントロール

④一歩手前の生活困窮に対する積極的

⑤ケースワーカーの増員と専門性の確

を掲げたうえで各点の詳細説明がなさ

のは、⑤のケースワーカーの増員と専門 性の確保という点にあった 本分科会において最も議論がなされた

その点に関しては考慮されているのか なければならないことが予想されるが、 ワーカーを目指した場合、学校等に通わ 資格を持ち合わせていない人がケース

- ・そもそも公務員現場における専門性と
- の提案においては単純化されすぎであ ・国家資格は一つの要素でしかなく、こ
- ・資格があるから解決というわけではな

それらに対する回答は といった指摘がなされた。

立てについてお話しして頂いた。

というものであった。 なされたわけではない 点についてはっきりとした深い議論が ・要綱案の作成過程において、そうした

また、現職のケースワーカーの方々か

といわれるくらいの資格になってしま っている ・福祉職の若い人はペーパードライバー

はない ・現場においては資格が最重要なもので

会を与えてほしい といった意見が出されていた。 ・一生懸命に業務に従事している人に機



## 現 ~ ~利用者に寄り添った生活保護の実 【第二分科会】生活保護の運動

るため割愛し、尾藤弁護士の報告のみ掲 が、その報告は前記「特別報告」と重な 田原市の取組みも題材に議論しました 第二分科会は福島の奨学金事件と小

## イント」 「生活保護行政をよくするためのポ

弁護士 尾藤廣喜さん

生活保護制度の現状と課題を踏まえつ 保護裁判連絡会代表委員で弁護士の尾 藤廣喜氏による「生活保護行政をよくす つ、今後の生活保護行政改善のための手 るためのポイント」である。本報告では 第2分科会、3つ目の講演は全国生活

自体が相対的に下がっているからだと 上げられない現状が見られる。これは、 移について、最近では世帯単位の「餓死」 は年金を減らす方向でいることだと指 は年金の問題が関係しており、年金を増 けではない。所得の減少に伴い、貧困線 自体が必ずしも下がっているというわ 向にあるように見えるが、これは貧困率 率の年次推移を見ると、貧困率は減少傾 え、一人世帯で4割を越えている。貧困 016年時点では二人世帯で3割を越 伴い、貯蓄ゼロ世帯も増加しており、2 がるはずだが、問題は現在の方針が政府 う現状が説明された。この要因について が増えているのは高齢者の割合だとい 少しており、中間層に変化はなく、受給 15年3月の216万人をピークに減 にあることが要因となっている。それに 額すれば高齢者の生活保護受給率は下 1世帯あたりの平均所得額が減少傾向 摘された。また、日本の餓死者の数の推 「孤独死」が増えており、二人でも声を まず、生活保護の被保護人員は20

> 運用について裁判で勝利することによ 定された例など生活保護制度の違法な の変更の提案、福島市の奨学金が収入認

ではなく、前進面もある。日弁連を中心

一方で、生活保護制度には問題点だけ

に「生活保護法」から「生活保障法」へ

挙げられる。特に深刻なことは女性の非 働者への分配率が低下してきたことが 点は、生活保護を受けさせない「水際作 境が悪化し非正規雇用の割合が増え、労 貧困が深刻化している理由には、労働環 庭の貧困・子どもの貧困に密に関わる。 正規雇用率の増加である。これは母子家 生活保護制度運用と法制度上の問題 このように、保護行政が改善されず、

な状況にあると尾藤氏は指摘した。

に生活保護利用者の範囲を狭めるよう になっている。しかし、現在の日本は逆 給率を上げたことをデータを用いて説

やすいようにすることが世界的な流れ 明した。生活保護制度は利用者が利用し

戦」、生活保護自体を知らせない、自立支 あると尾藤氏は述べた。 生活保護の受給は極めて厳しい状況に で、更なる引き締めを行っていることで 政府が生活保護給付水準を下げる政策 主導して行っていたこともある。また、 シングなどもあり、日本は外国と比べて 不適正な運用、生活保護への世間のバッ ど、様々な問題点が存在する。そして、 ない「沖合作戦」が後を絶たないことな 援法の方に流して生活保護を受けさせ 戦」、就労支援を厳しく行う「硫黄島作 ては「生活保護バッシング」を政治家が 捕捉率が極めて低い。 バッシングについ

やすい制度へ転換し、その結果劇的に受 的に改正することにより、誰もが利用し り組みを例に挙げ、生活保護制度を抜本 繋がるという。また、尾藤氏は韓国の取 求することによって全国的な改善にも が挙げられる。福島市の例を徹底的に追 護行政を良くする運動のポイントとし る制度の改善などがある。 て、1つひとつの事例を大切にすること これらの内容を踏まえた上で、生活保

